

請 願 文 書 表

受 理 番 号	請 願 第 3 2 号
件 名	金融危機に端を発する大量解雇・雇止めから雇用と暮らしを守る緊急対策の強化を求める意見書の提出について
紹 介 議 員	目崎良治
要 旨	<p>アメリカ発の金融危機が世界に広がり、我が国でも大手自動車メーカーなど製造業を中心に派遣労働者や期間工などの削減が、'08年10月から'09年3月までで8万5,000人にも上ることが厚生労働省の調査で明らかになっています。</p> <p>さらに、内定取り消しや正規雇用労働者の大量解雇も広がり、失業者が急増しています。</p> <p>失職した非正規労働者の大半は、もともとワーキングプア（働く貧困層）と呼ばれる貯蓄も住宅もままならない若者たちです。職を失えば、会社の寮にもいられず、直ちに路頭に迷ってしまう者も少なくありません。</p> <p>新潟県内でも自動車関連やIT関連などの工場を初め、次々と非正規労働者の人員整理が広がり、'09年3月までに1,818人にも達すると見られています。県民の雇用と暮らしを守るためにも対策の強化は急務です。</p> <p>大量の失業者たちの雇用と暮らしを守るためには、国による緊急対策の強化が重要であり、早急に下記の事項について意見書を国に提出していただくようお願いします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 雇用保険特別会計の6兆円もの積立金を活用し、直ちに次の施策をとること。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	平成21年 2月19日 <div style="text-align: right;">文教経済常任委員会</div>
受 理	平成21年 1月27日 第121号

	<p>(1) 派遣や請負など非正規で働いてきた労働者にも、しっかりと失業給付がされるように失業給付受給資格に必要な就労期間を 12 カ月から 6 カ月に戻すこと。「自己都合」の場合でも給付期間の上限を 360 日にすること。</p> <p>(2) 雇用保険未加入だった労働者を含め、失業者、求職者への生活援助制度をつくり、安心して希望する職業訓練が受けられる条件整備や、家賃補助、入居時の保証などを行うこと。</p> <p>(3) 非正規雇用の労働者を正社員に登用した中小企業に賃金の差額を助成すること。</p> <p>1 巨額の内部留保を持つ大企業に社会的責任を果たさせ、また、便乗的な人員整理がないように強く指導、監督すること。</p> <p>1 ワーキングプア（働く貧困層）の温床となり、労働者をもうけのための調整弁とする労働者派遣法等を抜本改正し、'99 年の原則自由化以前の状況に戻すこと。</p>
--	--